

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	子ども医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高松市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県高松市長

公表日

令和3年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成事務
②事務の概要	高松市医療費助成条例に基づき、子どもの保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とし、医療費を助成している。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①医療費助成を受けるための認定申請及び更新時の受給資格要件の確認
③システムの名称	福祉総合情報システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療資格管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月29日条例第50号)第4条第1項 別表第1の1の項 ・高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第92号)第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高松市 総務局コンプライアンス推進課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号(087)839-2155
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高松市 健康福祉局こども未来部こども家庭課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 (087)839-2353

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月10日	I-1-③システムの名称	福祉総合情報システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 宛名システム 中間サーバー(未定)	福祉総合情報システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年3月10日	I-4-①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年3月10日	II いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
	I-5-② 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 坂東 則幸	こども家庭課長 坂本 博	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため。
	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月29日条例第50号)第4条第1項 別表第1の1の項 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第92号)第2条 	事後	独自利用事務により情報連携を開始するため。
	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第14号	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	独自利用事務により情報連携を開始するため。
	I-5-② 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 坂本 博	こども家庭課長 増野 稔	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため。
	I-5-② 評価実施機関における担当部署 ②所属長→所属長の役職名	こども家庭課長 増野 稔	こども家庭課長		様式の変更による。
	様式に「IV リスク対策」を追加	—	評価書のとおり。		様式の変更による。
令和3年3月16日	II いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和3年3月1日時点		

